

## 伊根町放任果樹伐採事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町民の安全及び生活環境の保全を図るため、予算の範囲内において、ツキノワグマの誘引要因となる放任果樹の伐採を伊根町が実施する事業（以下「伐採事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 果樹 ツキノワグマの誘引要因となる果実を実らせる樹木をいう。
- (2) 放任果樹 果実の収穫が適切に行われずに放置された果樹をいう。
- (3) 住宅 町民が居住する建物をいう。
- (4) 自治会 区長の設置及び自治行政区域に関する規則（平成5年伊根町規則第2号第6条）に規定する自治行政区をいう。ただし、筒川上区においては、本坂、寺領、薦池、河来見、朴丸及び野村の区域をいう。
- (5) 伐採 放任果樹を根元から伐り、株が再生しないよう措置を行う作業をいう。

### (事業の対象)

第3条 伐採事業の対象となる放任果樹は、次に掲げるものから概ね200m以内にある物とする。ただし、出荷用に栽培していた果樹は対象外とする。

- (1) 住宅
- (2) 公民館、寺社仏閣、公園その他の地域住民が使用する施設
- (3) 日常的に歩行者又は自転車が利用する道路
- (4) 現に耕作している農地
- (5) その他町長がツキノワグマによる被害を防ぐ必要があると認めた施設

### (事業申請)

第4条 伐採事業の実施を希望する者は、伊根町放任果樹伐採事業実施申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書を提出できる者は、次に掲げる者とする。ただし、第2号に掲げるものは、第1号に掲げる者から放任果樹の伐採の承諾を受けている場合に限る。

- (1) 放任果樹の所有者
- (2) 放任果樹が存在する自治会

(分担金の納付)

第5条 前条に規定する申請書を提出した者は、伊根町放任果樹伐採事業分担金徴収条例（令和8年条例第16号）に定めるところにより、分担金を支払わなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。